

骨髓移植等により免疫を消失した方へ 予防接種再接種費用助成のお知らせ

骨髓移植や末梢血幹細胞移植などの医療行為を実施した場合は、それまでに受けた予防接種で得られた免疫が低下または消失することから、必要に応じて再度予防接種を実施し、感染症を予防することが推奨されています。

伊達市では、該当する方に、再接種にかかる費用を助成しています。

【対象者】 伊達市に住民登録があり、以下①②すべてに該当する方

- ① 骨髓移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植などにより、すでに定期接種によって得ていた免疫が低下または消失したため、再接種が必要であると医師に認められた方
- ② 再接種を受ける日に 20 歳未満の方

【対象の予防接種】

- ・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・五種混合 ・四種混合 ・三種混合 ・不活化ポリオ
 - ・二種混合 ・B 型肝炎 ・麻疹風疹 ・水痘 ・日本脳炎 ・子宮頸がん
- ※過去に受けたことのない予防接種は助成の対象外です。

【助成の流れ】

(1) 再接種を受ける前に、本人または保護者より、伊達市健康推進課へ下記書類を提出してください。

- ① 定期予防接種再接種費用助成申請書
- ② 定期予防接種再接種費用助成事業に係る意見書（医師が記入したもの）
- ③ 母子健康手帳（予防接種の履歴が確認できる書類）の写し

(2) 伊達市から「決定通知書」が届いたら、医療機関で再接種を受けてください。

なお、再接種にかかる費用は全額自己負担で支払ってください。

(3) 伊達市健康推進課へ下記書類を提出してください。

助成金には上限があります。

内容を審査し、助成額を確定、交付します。

- ① 定期予防接種再接種実施報告書
- ② 定期予防接種再接種費用助成金請求書
- ③ 母子健康手帳（再接種が記録されている書類）の写し
- ④ 領収書と医療費明細書（原本）
- ⑤ 申請者名義の通帳（口座情報が分かる部分）の写し

再接種する「前」に申請が必要です。
まずはご相談ください。



伊達市「だっちゃん」

お問合せ先：伊達市健康福祉部健康推進課健康管理係（伊達市保健センター内）

TEL：024-575-1116